新愛知 6.29

交渉權の代りに工場協議會を組織

滿足に近き回答を與へ 住友爭議殆ど解決

團體交渉權問題に對する住友電線製鋼兩所職工の要求と伸銅所職工の警告に關し如何なる回答を與ふべきかにつき鈴木總理事の歸阪を見た住友總本店では二十七日夜徹宵して山下中田兩理事、三所長、各部長等二十一名本店樓上に協議の結果二十八日午前二時半に至り漸く決定伸銅所囑託小幡文三郎氏は左の如き回答案を齎して大阪市西區靱南通り共益社に至り回答案を待ち受けて居た賀川豐彦氏に提示して解決を告げた

▲回答案▲ 六月十四日附を以てせる當所の回答第一號の主旨は其當時說明したるが如く當所の職工は從來の通り任意に他の團體に加入することを得るものとす又同回答中にある當所內職工の意見を徵する方法として議員の半數は當所にて指名の社員に依り半數は職工の選出に依る工場協議會を組織し勞働時間、物價指數の高低に順應する最低賃銀の增減、保健衞生、危害防止、互濟、共濟娛樂休養、風紀、教育其他職工の幸福增進に關し當所の諮問又は議員の提案を審議調査し其決議を當所に提出せしむべく其組織及議事方法の詳細に亘りては決定の上更に發表すべし

右の內容は電線製鋼伸銅の三所に提示したるものにて電線製鋼の兩所に對しては要求の回答となり伸銅に對しては警告の回答となり賀川氏は一應各所工場委員に諮る旨を答へ小幡氏の退出後別室に待ち受け十一名の三所委員に示し滿足し得る回答か否かを協議したが結局工場協議會の名を冠したものであるが團體交渉權は獲得せりとし其旨を齎して各事務所に引揚げ午前八時全職工に報告した一方會社側では之を以て第二回の回答として早朝各工場へ條件を張り出した

右の結果伸銅所の警告には明かに應じた譯となり幾分誠意を認め得る事とすれば改めて要求提出の擧には出ぬ模樣で從つて電線製鋼の二所も殘るは只物質上の解雇手當、歸國旅費並に犧牲者問題のみとなつたが會社側は既に發表した的回答即ち解雇規定の改正に依つて總て解決せるものと思うて居る(大阪)

演說會を開いて 職工大に氣勢を擧ぐ

大體に於て勝利を得た住友の職工

一方電線製鋼兩工場の職工約二千名は午前九時から西區四貫島町泰田商物工場に參集し演說會を開いて氣勢を擧げ實行委員の齎す本社の回答を見て要求の團體交渉權を獲得したと萬歲を絕叫した然し委員は團體交渉權以外に我等の要求は解雇手當賃銀値上犧牲者を出さざる等の問題が殘つて居る會社の發表したものと要求案とは大なる差がある例へば解雇手當一年未滿に對し電線工は百日分製鋼百二十日分を要求したに對し會社は五十日分を發表し其他賃銀値上問題等も現行制度では滿足出來ぬとの意見で更に交渉を開始する事となつて委員八名は共益社にある賀川豐彦氏を代表として住友總本店を訪ひ小幡氏と會見した結果之も雙方の互讓に依つて無事解決を見る樣子である(大阪)

斷し、[illegible]したるに、見殺しする事は困るから[illegible]の所で解決する[illegible]なるに於ては、又々大[illegible]結果を見るであらう(大阪)

6.29 大阪時事

住友本店の幹部會

親友會を大きくして團體交渉權に代へやうといふのが會社側の意向らしい

住友伸銅所職工係囑託小幡文三郎氏と賀川氏と會見の結果賀川氏より職工側の

眞意を

傳ふる處あり總本店幹部に通ずる處あり總本店小幡氏を通じて職工側の意志を[illegible]部では二十[illegible]日夜幹部會議を開き職工側の要求に滿足す可き回答を與へる爲め凝議する處があつたが會社側の意嚮は團體交渉權なるものは一つの集合契約と同じ性質の者であつて其運用が工場委員制度に依つて居るのを見て各工場の

職工間

に組織されて居る親友會なるものの運用を今少しく擴大し其內容を意義あるものとしたならば彼等の要求する團體交渉權の確認と云ふ事になるであらうと考へて居るらしく近に職工側に交附した回答書に委しい說明を加へるらしい午後十一時に到り賀川氏は土佐堀の住友倶樂部で會社側幹部と會見した

形勢再び逆戻の住友

退職手當の事で

住友電線製鋼兩工場爭議は團體交渉權の確認で無事解決する模樣であつたが職工側は廿八日更に退職手當其他の件に就いて要求する處あり話の行違ひから再び職工側は憤慨し兩派戰ひを續けるとなつて廿九日午前十時西區四貫島大阪諸物會社工場で兩工場聯合大演說會を開く等形勢又復逆轉の模樣である(二十九日、大阪發)

T.6.30

住友工場は引續き罷業續行

殘る條件をも有利に解決せんと頑强に構へて

[illegible]協議會[illegible]條件[illegible]共濟[illegible]小幡[illegible]

大阪新報 6.29

住友總本店の回答案を 職工側委員容認し

團體交渉權問題茲に解決

今曉三時共益社に小幡賀川兩氏職工委員等協議して

工場委員制度近く實現

曩に電線製鋼兩工場から提出した要求書の第一條及び伸銅所新進會から提出した嘆願書の要項である團體交渉權確認云々に對する回答書の範圍及び內容を

明かに

聲明する爲め住友總本店では二十七日夜來樓上に理事重役全部會合凝議の結果二十八日午前三時に到り漸く回答案を作製したので三時半に到り職工係小幡氏は該回答案を携へ共益社に賀川氏を訪ひ內容を說明する處があつた

回答に

接した賀川氏は折柄居合せた三工場の實行委員に諮る處あり委員等は之を容るゝ事とし此旨直ちに小幡氏に回答した、懸案となつて居た團體交渉權も茲に初めて解決されたが增給退職手當

其他の

問題に關しては二十八日午後更に工場實行委員と總本店幹部とが會見して交渉する豫定である、回答案の內容左の如し

六月十四日及び十八日附を以てせる當所回答第一條の趣旨は其當時說明せる如く

(一)當所職工は從來の通り任意他團體に加入し得るものとす

(二)又回答中當所內職工の意見を徵する方法としては、議員の半數は當所指名の社員に依り半數は職工の選出に依る工場協議會を組織し勞働時間及び物價指數の高低に順應する最低賃銀の增減、保健衞生、危害防止、互助共濟、娛樂休養、風紀教育其他職工の幸福增進に關し當所の諮問又は議員の提案を審議調査し其決議を當所に提出せしむ可し

(三)其組織及び議事方法の詳細は決定の上更に發表す可し

尙前記會社側回答第一條の內容は廿八日伸銅、電線製鋼各工場に揭示を行ひ各實行委員に對しては賀川氏より傳達の筈なりと

30

行惱みの 住友爭議

職工側の妥協案 賀川氏又も調停に入る

手當問題で再び行惱みの形となつた住友電線製鋼の爭議は會社側も職工側も解決を目前に控えて意地張り中間に橋渡しがなければ如何ともすることが出來ない事情となり職工側幹部は二十九日朝來共益社に集合協議中午後一時に至り賀川豐彦氏は神戶から驅付けて此由を聞知し更に橋渡しの役を力める事とし直に電話を以て小幡囑託に交渉中であるが、職工側は更に妥協案として兩所合併で

一、解雇手當は汽車會社と同樣に支給する事(汽車會社は一年未滿の勤續職工日給八十日分以上一箇月を增す每に日給四日分)

二、定期昇給の內容を明示する事

三、夜勤步增しを伸銅所と同額にする事(伸銅所は七時間制)

四、今回の事件に犧牲者を出さゞる事

の四箇條を提出すると云ふが何れにしても今までの要求とは幾分折れて居る(大每電話)

工場協議會の成立を急いで

殘餘の問題を決定の意嚮

別項の如く、團體交渉權問題は大略解決を告げたが電線職工側から要求した賃銀問題等に

就ては

住友側は二十八日附け發表した工場協議會を至急成立せしめ職工側から選出された協議員と協議の上決定する意嚮らしい尙製鋼所職工側から要求して居る歸國旅費は會社としては其解僱せる地に於て募集し其後に解僱したる場合には支給せざる

方針の

如く他の地方より募集して解僱せる者には無論支給すると言明して居る、尙今回の爭議に關する犧牲者は無論出さない方針であると稱して居るが事件解決後は相當解職者を出すらしき形勢で之れ等の要求案等に關して二十八日も早朝より電線職工側の中、藤井、鍋原、増田四賞實行委員及び製鋼職工側大矢、堤實行委員等は共益社に集合し協議を繼續しつゝあつた

問題全部が解決する迄

絕對に就業するなと 實行委員職工に力說

團體交渉權問題に關する會社側の回答を得た住友電線製鋼兩工場

職工は

二十八日午前十時より西區四貫島町森田鐵工所跡空家に集合し實行委員は交々立つて團體交渉權を確認させた許は吾等の勝利であるが、まだ後には昇給問題退職手當の件か

殘つて

居る、夫等の條項に就ては實行委員と會社側幹部の間に交渉さる事となつて居るが、吾々は夫が解決する迄は絕對に就業する事は出來ないと力說し正午解散した、午後は各自歸し悉を出して腹を據らせ午後三時各自歸途に着いた猶署部側の警戒は全部落着する迄は緩めない方針である

電線職工二名 引致さる

職工を毆打して

住友電線職工市內西區九條下の町川島源一恩貴島南の町北村德松の

兩名は

同盟罷業を遂行する目的で去る二十二三の兩日に亘つて同所職工藤澤九平、白川谷太郎、友淵牛吉、田中長太郎等の自宅を訪問して勤務の繼續を妨害行毆打した

事實が

判明したので治安警察法違反として二十六日朝日橋署に檢束引續き取調中である